職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

1 改正概要

雇用保険法の一部改正(平成28年3月31日公布、平成29年1月1日施行) に伴い、引用部分等の改正を以下のとおり行う。

(1)高年齢被保険者の新設に伴う改正

「高年齢継続被保険者」(1)が「高年齢被保険者」に改められたことに伴い、所要の規定整備を行う。

(2) 求職活動支援費の新設に伴う改正

「広域求職活動費」(2)が「求職活動支援費」と改められたことに伴い、 所要の規定整備を行う。

2 施行期日

平成29年1月1日

- 1 雇用保険法において、同一の事業主に65歳以前から引き続いて雇用されていた者が対象であった「高年齢継続被保険者」について、65歳以降に雇用された者も新たに雇用保険の対象者に含め、「高年齢被保険者」として新たに定義された。
- 2 雇用保険法において、受給資格者が遠隔地の求職活動を行う場合に支給される 「広域求職活動費」に加え、就職の面接のための子の一時預かり費用等も支給対 象となることにより、新たに「求職活動支援費」として新設された。